

# タイ家族法 (上)

## ウィチャー・マハークン

(国家不正防止摘発委員会委員、元タイ最高裁判所判事)

訳 西澤希久男 (高知県立高知短期大学助教授)

監修 小川 富之 (愛知学院大学法学部教授)

### タイ家族法の歴史的背景

かつてのタイ社会は、封建的な考え方が制度として残っている世界の他の国々と同様の状況であった。子どもは両親の、妻は夫の財産と考えられており、父は子どもの、夫は妻の生活について権限を有し、彼らを売却することも可能であった。この考え方は三印法典に示されていた。三印法典は、ラーマー一世により施行されたもので、アユタヤ時代の法を、分類して整理したものである。奴隸法一条では、次のような内容が規定されている。夫、両親または債権者が、取引条項に、子どもまたは妻を含めていたとしても、それは彼らの権利と考えられていた。また、夫、両親、債権者は独立しているので、条項に含まれているそれらの者に対して、取引の内容を知らせるか、否かについても、彼らの裁量に委ねられていた。これらのことから、明らかのように、その当時は、両親は子どもに対して、夫は妻に対しての支配権を有しており、また両親と夫は独立しており、これに対して子どもと妻は彼らの両親または夫に従属した存在であり彼らの同意なく、債権者に対して、奴隸として売却することが可能であることを示している。このことは奴隸法二条の中にも示されている。二条では、「妻と子どもは、夫と両親から独立していないので、取引条項の中に、その両親と夫の名前を記す必要性はない」と規定されていた。

このような奴隸法に加えて、両親が子どもに対して支配権を

(つづく)